

新潟市行政不服審査法施行条例の概要について

(1) 新潟市行政不服審査会の設置（第81条第1項）

市長の附属機関として「新潟市行政不服審査会」を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。

(組織及び運営に関する規定)

○設置根拠

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置する。

○組織の名称

附属機関の名称は新潟市行政不服審査会と称す。

○委員の数、要件、任期

6人以内で組織し、法律又は行政に関して優れた識見を有する者を市長が委嘱、任期は2年とする。

○審議方法

3人の合議体を作り、調査審議を実施する。

○守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない旨を規定する。

(2) 交付手数料（第38条第4項ほか）

審査請求人等が、審査請求等に係る提出書類等の交付を求めた場合の交付手数料に関し必要な事項を定めるもの。

(手数料にかかる規定)

- 新潟市情報公開条例に基づく公文書の写しの交付に要する費用の額と同額を規定する。

※白黒1面につき10円、カラー1面につき70円

- 手数料の減額又は免除については、新潟市手数料条例第4条の規定を準用する。

(3) 施行の期日

条例の施行日を定めるもの。

(施行日)

- 行政不服審査法の施行日と同日である平成28年4月1日に施行する。